

# カルテ等情報提供

市立芦屋病院では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び市立芦屋病院診療録等管理規定等に基づき、カルテ等情報提供を行っています。

## ●●開示請求権●● カルテ等情報提供の請求は誰ができるか？

- ① 患者本人
- ② 法定代理人

\* 本人死亡の場合：本人の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者とこれらの法定代理人

- ③ 任意代理人

## ●●請求者別必要書類●●

- ① 患者本人：カルテ等情報提供請求書+患者本人であることを示す書類
- ② 法定代理人：カルテ等情報提供請求書+法定代理人であることを示す書類

+法定代理人本人であることを示す書類

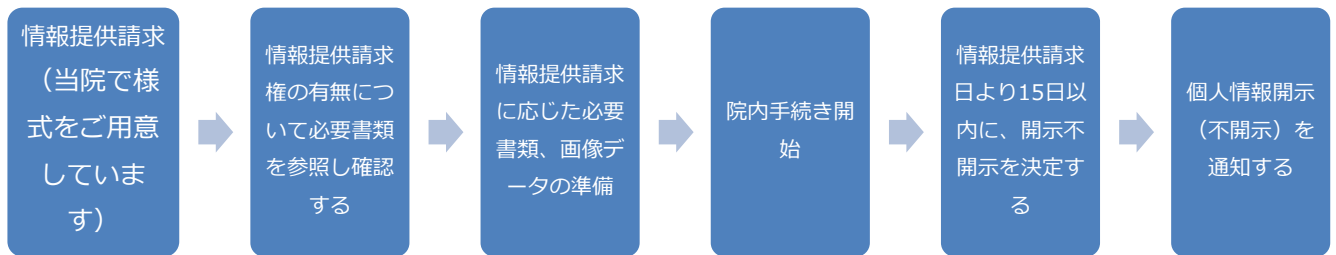
\* ご遺族：カルテ等情報提供請求書+本人との関係を示す書類+ご遺族本人であることを示す書類

- ③ 任意代理人：カルテ等情報提供請求書+委任状+委任者本人であることを示す書類  
+任意代理人本人であることを示す書類

## ●●提供の手順●●

請求受付後慎重に審査し、15日以内に開示の可否を通知いたします。審査に時間のかかる場合は改めて日程をご連絡させていただきます。

\*手続きは郵送でも可能です。お気軽にお問い合わせください。



●●カルテ等情報提供できない場合●●

- ① 第三者の利益を害する恐れがある場合
- ② 患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合

●●提供費用●●

カルテコピー : 白黒 1 枚 1 1 円、カラー 1 枚 5 5 円 (カルテ写しは紙のみ)

レントゲン等の画像データ : CD-R 1 枚 1 1 0 円

●●保有個人情報開示請求●●

当院では個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）七十六条に基づいたカルテ等の保有個人情報の開示請求にも対応しております。

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）七十六条に基づいたカルテ開示請求をご希望の方は下記の連絡先までお問い合わせください。

■■■この件に関するお問合せ・開示請求窓口■■■

〒 659-8502 芦屋市朝日ヶ丘町 39 番 1 号 市立芦屋病院

診療情報管理室 TEL (0797) 31-2156 (代表)